

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)及び浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(立入検査の証票)

第2条 法第4条第2項(法第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による証票は、第1号様式とする。
(措置命令をした場合の公示)

第2条の2 法第5条第3項(法第5条の2第2項、法第5条の3第5項、法第8条第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第7項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2の5第4項及び法第17条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定により設置する標識は、第1号様式の2とする。

2 省令第1条に規定する市長が定める方法は、浜松市公告式条例(昭和25年浜松市条例第23号)に定める掲示場への掲示とする。

(平21規則28・平26規則38・一部改正)

(火災に関する警報)

第3条 法第22条第3項に規定する気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下であつて、最小湿度が35パーセント以下で、かつ、平均風速が毎秒8メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速毎秒10メートルを超える風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(たき火又は喫煙の制限の標識)

第4条 市長は、法第23条の規定によりたき火又は喫煙の制限をしたときは、当該区域の見やすい場所にたき火又は喫煙を禁止する旨の標識を掲げるものとする。

(通報場所の指定)

第5条 法第24条第1項(法第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により市長の指定する場所は、浜松市消防局及び消防署出張所とする。

(平17規則130・平21規則28・平26規則38・一部改正)

(点検基準の指定)

第5条の2 省令第4条の2の6第1項第9号に規定する市長が定める基準は、法第9条及び法第9条の4の規定に基づく条例第3章(第24条、第25条及び第29条)の規定を除く。)及び第4章で定める基準とする。

(平17規則130・平26規則38・一部改正)

第6条 削除

(炉等の防火上支障のない措置)

第6条の2 条例第3条第3項ただし書(条例第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条の2)において準用する場合を含む。)に規定する防火上支障のない措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 屋内において、炉等の周囲に5メートル以上、上方に10メートル以上の空間を保有すること。
- (2) 屋外において、炉等の周囲に3メートル以上、上方に5メートル以上の空間を保有すること。
- (3) 屋外において、炉等が不燃材料の外壁(窓及び出入口等の開口部に防火戸が設けられているものに限る。)等に面していること。

(平17規則268・一部改正)

(キュービクル式の変電設備等の換気等に支障のない距離)

第6条の3 条例第11条第1項第3号の2(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項)において準用する場合を含む。)に規定する換気、点検及び整備に支障のない距離は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値以上の距離とする。

距離を確保すべき部分	距離(単位センチメートル)
前面又は操作面	100
点検面	60
換気面	20

(平17規則268・一部改正)

(変電設備等の点検結果等の記録)

第7条 条例第11条第1項第9号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項)において準用する場合を含む。)の

規定による点検、測定試験及び補修の結果の記録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 設備及びその附属部分の点検の結果補修を要すると認められる事項又は燃料油の状況並びに変電設備にあつては、供給電路又は負荷の点検の結果
- (2) 絶縁抵抗、絶縁耐力、接地抵抗、継電器、遮断器、絶縁油処理、始動装置、調速機、電圧変動率又は冷却装置の試験の結果
- (3) 補修の方法及び内容並びに補修完了年月日
- (4) その他必要と認められる事項

(平17規則268・平24規則65・一部改正)

(標識等)

第8条 条例第11条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)、第17条第3号、第23条第2項及び第3項第2号、第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。)、第34条第2項第1号並びに第39条第4号の規定による標識、標示及び表示の規格等は、別表第3に定めるとおりとする。

2 条例第23条第2項及び第3項第2号の規定による標識を設ける場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第3の2に定めるものとしなければならない。

3 条例第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。)及び第34条第2項第1号の規定による掲示板の規格等は、別表第4に定めるとおりとする。

(平17規則268・平17規則275・平24規則65・一部改正)

(気球及び掲揚綱の材料等)

第9条 条例第17条に規定する水素ガスを充填する気球及び掲揚綱の材料及び構造の基準は、別表第5に定めるとおりとする。

(令3規則16・一部改正)

(危険物品)

第10条 条例第23条第1項に規定する火災予防上危険な物品は、次に掲げるもの(通常携帯する軽易なものを除く。)とする。

(1) 法別表第1に掲げる危険物

(2) 条例別表第7の備考の8に規定する引火性液体の性状を有する物品のうち、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したもの(1気圧において温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のもの

(3) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1項第1号に掲げる可燃性ガス

(4) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬類

(平17規則130・平17規則275・平21規則28・一部改正)

(喫煙等の禁止の解除申請)

第11条 条例第23条第1項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、喫煙等の行為を行おうとする日の3日前までに、第2号様式による申請書に当該行為を行おうとする場所の詳細図及びその付近の概要図を添付して管轄の消防署長に申請しなければならない。

(平17規則130・一部改正)

(流出防止措置)

第12条 条例第31条の4第2項第10号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。)に規定する流出を防止するための有効な措置とは、タンクの周囲にコンクリート等で造られた流出止めが設けられていることとする。

2 前項の流出止めは、タンクの側板から0.5メートル以上離れていることとし、当該流出止めの容量(消防長が別に定めるところにより算定した容量をいう。)は、当該タンクの容量の50パーセント以上とする。

(平17規則268・平17規則275・一部改正)

(避難経路図)

第13条 条例第40条第2項に規定する避難経路図には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 避難施設並びに避難器具及び消火設備の設置位置

(2) 避難経路(容易に判別できる色調の矢印で図示したもの)

(平17規則130・平21規則28・一部改正)

(指定催しの指定の要件)

第13条の2 条例第42条の2第1項の規則で定める要件は、1日当たり10万人以上の者が集合し、かつ、当該催しに際して100以上の露店、屋台その他これらに類するもの(以下「露店等」という。)の開設が行われることが見込まれるものであることとする。

(平26規則84・追加・一部改正)

(火災予防上必要な業務に関する計画の提出)

第13条の3 条例第42条の3第2項の規定による計画の提出は、第2号様式の2に同条第1項に規定する計画を記載した書類を添えて行わなければならない。

(平26規則84・追加)

(防火対象物の使用開始の届出)

第14条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、第3号様式により行わなければならない。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち消火器具、避難器具、漏電火災警報器、非常警報器具及び誘導標識について第1号に掲げる図書にそれぞれの設置箇所を記載した場合又は法第17条の14の規定による届出をした場合は、第2号に掲げる図書を省略することができる。

- (1) 付近見取図(案内図)、配置図、各階の平面図、立面図、仕様書及び室内仕上表
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計図書(配置図を含む。)

(平17規則268・平21規則28・一部改正)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第15条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。

- (1) 条例第44条第1号から第8号の2までに規定する熱風炉等の設置の届出 第4号様式
- (2) 条例第44条第9号から第13号までに規定する変電設備等の設置の届出 第5号様式
- (3) 条例第44条第14号に規定するネオン管灯設備の設置の届出 第6号様式
- (4) 条例第44条第15号に規定する水素ガスを充填する気球の設置の届出 第7号様式

2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する届出書 設備の配置図、立面図、構造図、電気配線図(制御回路図を含む。)及び仕様書並びに設置室の平面図、構造図及び室内仕上表
- (2) 前項第2号及び第3号に規定する届出書 位置図、平面図、立面図、結線及び接続図並びに仕様書
- (3) 前項第4号に規定する届出書 付近見取図、掲揚及び係留状況図並びに電飾の結線図(電飾を付するものに限る。)

3 第1項に規定する届出書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1項第1号に規定する届出書 設置工事を開始しようとする日の7日前
- (2) 第1項第2号及び第3号に規定する届出書 設置工事を開始しようとする日の3日前
- (3) 第1項第4号に規定する届出書 設置しようとする日の3日前

(平17規則268・平21規則28・令3規則16・一部改正)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第16条 条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により、当該行為を行おうとする日の3日前までに行わなければならない。ただし、第1号に規定する届出については、電話又は口頭によることができる。

- (1) 条例第45条第1号に規定する火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出 第8号様式
- (2) 条例第45条第2号に規定する煙火の打上げ又は仕掛けの届出 第9号様式
- (3) 条例第45条第3号に規定する催物の開催の届出 第10号様式
- (4) 条例第45条第4号に規定する水道の断水又は減水の届出 第11号様式
- (5) 条例第45条第5号に規定する道路工事の届出 第12号様式
- (6) 条例第45条第6号に規定する露店等の開設の届出 第12号様式の2

2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する届出書 打上げ場所又は仕掛け場所の略図
- (2) 前項第3号に規定する届出書 使用する防火対象物の略図
- (3) 前項第4号に規定する届出書 断水区域又は減水区域の略図
- (4) 前項第5号に規定する届出書 工事施行区域の略図
- (5) 前項第6号に規定する届出書 露店等の開設場所及び消火器の設置場所の略図

(平21規則28・平26規則84・一部改正)

^{とう}
(指定 洞 道等の届出)

第17条 条例第45条の2の規定による消防長が指定した^{とう}洞 道等の届出は、第13号様式により行わなければならない。

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、条例第45条の2第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあっては、変更する事項に係る変更後の次に掲げる書類又は図面を添付するものとする。

- (1) 指定^{とう}洞 道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図
- (2) 指定^{とう}洞 道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全管理対策書^{とう}
 - ア 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。
 - イ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理、喫煙管理等出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。

エ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。

オ その他安全管理に関すること。

(平21規則28・一部改正)

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第18条 条例第46条第1項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出は、第14号様式に貯蔵又は取扱いの場所の見取図及び構造設備の概要図を添付して行わなければならない。

2 条例第46条第2項の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの廃止の届出は、第15号様式により行わなければならない。

(タンクの水張検査等の申出等)

第19条 条例第47条の規定によるタンクの水張検査又は水圧検査の申出は、第16号様式による申出書に設計図書、仕様書等を添付して消防長に申し出なければならない。

2 消防長は、水張検査又は水圧検査を行った結果、基準に適合していると認めたときは、当該検査を申し出た者に第17号様式によるタンク検査済証を交付するものとする。

3 前項の規定によりタンク検査済証の交付を受けた者は、当該タンク検査済証(副)をタンクの見やすい箇所に取付けなければならない。

(申請書等の提出部数等)

第20条 第11条に規定する申請書、第13条の3に規定する提出書、第14条から第18条までに規定する届出書及び前条に規定する申出書の提出部数及び提出先は、次のとおりとする。

(1) 第11条に規定する申請書、第13条の3に規定する提出書並びに第14条、第15条、第17条及び第18条に規定する届出書にあっては、正本1部、副本1部を消防署長に提出するものとする。

(2) 前条に規定する申出書にあっては、正本1部、副本1部を消防長に提出するものとする。

(3) 第16条に規定する届出書にあっては、1部を消防署長に提出するものとする。

(平17規則130・平26規則84・一部改正)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第21条 条例第48条第1項の規定による公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物とする。

2 条例第48条第1項の規定による公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物への立入検査(法第4条第1項の規定による立入り及び検査をいう。)において認められた違反のうち、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないものとする。

(平26規則84・追加)

(公表の手続)

第22条 条例第48条第1項の規定による公表は、前条第2項に規定する立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、なお、当該立入検査で認められた同項に規定する違反と同一の違反が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 浜松市ホームページに掲載する方法

(2) 浜松市消防局及び消防署において公衆の閲覧に供する方法

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

(2) 前条第2項に規定する違反の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、消防長が必要があると認める事項

(平26規則84・追加)

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

(平26規則84・旧第21条繰下)

附 則

1 この規則は、昭和61年11月1日から施行する。

2 浜北市、天竜市、細江町、引佐町、三ケ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村(以下これらを「編入市町村」という。)の編入の際、編入市町村の区域内において第12条第1項に規定する現に存する流出止め又は現に設置の工事中の流出止めについては、同条第2項の規定(流出止めがタンクの側面から0.5メートル以上離れていることとする基準に係るものに限る。)は、適用しない。

(平17規則130・全改)

3 編入市町村の区域内において編入市町村の編入の日(以下「編入日」という。)から平成17年7月8日までの間に条例第44条第1号から第8号の2までに規定する設備を設置しようとする者に対する第15条第3項第1号の規定による届出書の提出については、同号の規定にかかわらず、直ちに行わなければならない。

(平17規則130・追加)

- 4 編入市町村の区域内において編入日から平成17年7月4日までの間に条例第44条第9号から第13号までに規定する設備を設置しようとする者に対する第15条第3項第2号又は第3号の規定による届出書の提出については、同号の規定にかかわらず、直ちに行わなければならない。

(平17規則130・追加)

- 5 編入市町村の区域内において編入日から平成17年7月4日までの間に条例第45条各号に規定する行為をしようとする者に対する第16条第1項の規定の適用については、同項中「当該行為を行おうとする日の3日前までに」とあるのは「直ちに」とする。

(平17規則130・追加)

附 則(平成2年3月30日浜松市規則第30号)

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則(平成4年3月31日浜松市規則第37号)

- 1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に設置されている図記号による標識については、当分の間、改正後の第8条第2項の規定によらないことができる。

附 則(平成11年9月30日浜松市規則第68号)

- 1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に存するボイラー(工事中のものを含む。)及び気球については、改正後の別表第1及び別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月22日浜松市規則第123号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月26日浜松市規則第43号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日浜松市規則第69号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日浜松市規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年5月24日浜松市規則第54号)

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成17年6月30日浜松市規則第130号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成17年10月3日浜松市規則第268号)

この規則は、平成17年10月4日から施行する。

附 則(平成17年11月30日浜松市規則第275号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日浜松市規則第85号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日浜松市規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正規定及び第5条の改正規定(「第36条」を「第36条第7項」に改める部分に限る。)は、同年6月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日浜松市規則第65号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日浜松市規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月12日浜松市規則第84号)

- 1 この規則は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成27年4月4日までの間に浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)第45条第6号に掲げる行為をしようとする者に対する第2条の規定による改正後の浜松市火災予防規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「当該行為を行おうとする日の3日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

附 則(令和3年3月24日浜松市規則第16号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附 則(令和3年3月24日浜松市規則第17号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表第1 削除

別表第2 削除

別表第3(第8条関係)

(平17規則268・平17規則275・平24規則65・一部改正)

区分	標識等の形状	色		大きさ(単位センチメートル)		設置場所	摘要
		地	文字	幅	長さ		
<u>条例第11条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)</u> の規定による標識	変電設備 燃料電池発電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備	白	黒	15以上	30以上	当該設備のある場所の入口又は直近の見やすい位置	記入文字は、「変電所」、「変電室」等でもよい。
<u>条例第17条第3号</u> の規定による標示	立入 厳 禁	赤	白	30以上	60以上	当該場所の入口又はさく等の要所で見やすい位置	記入文字は、「立入禁止」でもよい。
<u>条例第23条第2項</u> の規定による標識	禁 煙 火 気 厳 禁	赤	白	25以上	50以上	当該指定場所又は客席内の各部分から見やすい位置	映画上映等のため場内を暗くして使用する客席にあっては、灯火入りとすること。
	危険物品 持込み厳禁	赤	白	25以上	50以上	当該指定場所の入口等から見やすい位置	記入文字は、「危険物品持込み禁止」でもよい。
<u>条例第23条第3項第2号</u> の規定による表示	喫 煙 所	白	黒	10以上	30以上	喫煙所の見やすい位置	
<u>条例第31条の2第2項第1号</u> の規定による標識(移動タンクを除く。)	少量危険物 貯蔵(取扱) 所 類別 品名 最大 数量	白	黒	30以上	60以上	貯蔵し、又は取り扱う場所の入口又は直近の見やすい位置	形状は、縦書きでもよい。
<u>条例第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定による標識(移動タンク)	類別 品名 最大 数量	白	黒	25以上	40以上	タンク後部の鏡板又はタンク後部の見やすい位置	形状は、縦書きでもよい。
<u>条例第33条第3項</u> において準用する <u>第31条の2第2項第1号</u> の規定による標識(移動タンクを除く。)及び <u>条例第34条第2項第1号</u> の規定による標識	指定可燃物 貯蔵(取扱) 所 品名 最大 数量	白	黒	30以上	60以上	貯蔵し、又は取り扱う場所の入口又は見やすい位置	形状は、縦書きでもよい。

条例第39条第4号の規定による表示		白	黒	25以上	30以上	当該劇場等の入口の見やすい位置
定員 椅子席 立見席						
ただいま場 内満員につ きしばらく お待ち下さ い。		赤	白	25以上	50以上	

備考

別表第3の2(第8条関係)

別表第4(第8条関係)

備考 掲示板の材料は、金属板又は難燃合成樹脂板とすること。

項目	種別			気球			掲揚綱			
材料				ビニール樹脂又はこれに類する樹脂、ゴム引布等の材質が均一で容易に変質しないもの			麻、合成繊維、綿等の材質が均一で容易に変質しないもの			
厚さ				ビニール樹脂又はこれに類する樹脂については0.1ミリメートル以上、ゴム引布については0.25ミリメートル以上			綱の太さ	掲揚綱	麻	6ミリメートル以上
									合成繊維	3ミリメートル以上
									綿	7ミリメートル以上
								糸目綱	麻	3ミリメートル以上
									合成繊維	2ミリメートル以上
									綿	4ミリメートル以上
強度等	拡張力及びのび	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂	15ニュートン毎平方ミリメートル	切断荷重	気球の直径が2.5メートルを超え3メートル以下のもの		240キログラム以上			
		ゴム引布	27ニュートン毎平方ミリメートル		気球の直径が2.5メートル以下のもの		170キログラム以上			
	引裂強さ等	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂	エレメントルフ引裂強さ0.6ニュートン毎平方ミリメートル以上	2個以上よってある素線を使用した三つより以上のもの 糸目は、6以上としたもの 結び目は、動圧に対し容易に解けないもの 結び目は、局部的に荷重が加わらないもの						
		気体透過度	水素を注入し、24時間において1平方メートルから漏れる量が5リットル以内							
		耐寒耐熱性	摂氏0度以上75度以下においてひび割れ等を生じないもの							
その他	係留中著しく静電気を発生することのないもの			水、バクテリア、油、薬品等により腐食しにくいもの 日光等の影響によりその品質が著しく低下しないもの 静電気が発生しないもの						

第1号様式(第2条関係)

(平19規則85・全改)

第	年	月	日	交付 号
職名			氏名	
立 入 検 査 証				
浜 松 市 消 防 長				

- 1 大きさは、縦5.4センチメートル・横8.6センチメートルとする。
- 2 地色は、薄青色とする。
- 3 消防章は、金色で直径1.5センチメートルとする。
- 4 文字は、黒色とする。

第1号様式の2(第2条の2関係)

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地

防火対象物の名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しているので、 年 月 日、同法
第 条第 項の規定に基づき次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

浜松市 消防署長

注意

- 1 この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

第2号様式(第11条関係)

(平17規則130・令3規則17・一部改正)

第2号様式(第11条関係)

指定場所における行為承認申請書

(あて先)浜松市 消防署長				年 月 日	
申請者				住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)	
指定場所における次の行為について浜松市火災予防条例第23条第1項ただし書の規定の適用を受けたいので、申請します。					
防火対象物	所在地				
	名称				
行為を行おうとする場所	階別		階の用途		
	構造				
	用途又は名称		内部の仕上げ		
行為の種類等	種類				
	期間				
	理由				
	内容				
行為者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名				
火災予防上講じた措置					
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

(記載上の注意)
※印欄は、記入しないこと。

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

(記載上の注意)

- 1 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

(平17規則130・平17規則268・令3規則17・一部改正)

第3号様式(第14条関係)
(表)

防 火 対 象 物 使 用 開 始 届 出 書

(あて先)浜松市 消防署長						年 月 日	
住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)							
所 在 地							
名 称				主要用途			
建築確認年月日				建築確認番号			
※消防同意年月日				※消防同意番号			
工 事 着 手 年 月 日		工 事 完 了 (予 定) 年 月 日		使 用 開 始 (予 定) 年 月 日			
他の法令に よる許認可							
敷 地 面 積		㎡		建築面積		㎡	
延面積				㎡			
従 業 員 数				公開時間又は 従業員時間			
屋外消火栓、動力 消防ポンプ及び消 防 用 水 の 概 要							
そ の 他 必 要 な 事 項							
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄					

(裏)

棟 別 概 要 表

--	--	--	--	--

防火対象物棟別概要(第号)	用 途		構 造						
	種別 階別	床 面 積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要					特殊消防用設備等の概要
				消 火 設 備	警 報 設 備	避 難 設 備	消火活動上必要な施設		
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	階								
	計								

(記載上の注意)

- 1 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに棟別概要表を作成すること。
- 2 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
- 3 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

第4号様式(第15条関係)

(平17規則268・令3規則17・一部改正)

第4号様式(第15条関係)

炉・厨房設備・ボイラー
 温風暖房機
 給湯湯沸設備
 乾燥設備
 サウナ設備
 ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備
 放電加工機

設置届出書

(あて先)浜松市 消防署長						年 月 日	
住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)							
防 火 対 象 物	所 在 地						
	名 称				主要用途		
設 置 場 所	用 途			床面積	m ²	消防用設備等又は 特殊消防用設備等	
	構 造			階 層			
届 出 設 備	設備の種類						
	着工(予定)年月日				完了(予定)年月日		
	設備の概要						
	使用する燃料、熱源又は加工液	種 類			使 用 量		
	安全装置						
取扱責任者の職氏名							
工 事 施 行 者	住 所						
	氏 名						
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄			

(記載上の注意)

- 1 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては「屋外」と記入すること。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

第5号様式(第15条関係)

(平17規則268・令3規則16・令3規則17・一部改正)

第5号様式(第15条関係)

変電設備
急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
蓄電池設備

設置届出書

(あて先)浜松市 消防署長										年 月 日	
住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)											
防火対象物		所在地 名称				用途					
設置場所	構造	場所			床面積						
		屋内(階) ・ 屋外									
	消防用設備等又は特殊消防用設備等				不燃区画	有 ・ 無	換気設備	有 ・ 無			
届出設備	電圧	V			全出力又は定格容量	kW Ah ・ セル					
	着工(予定)年月日			完了(予定)年月日							
	設備の概要	種別	キュービクル式(屋内・屋外) ・ その他								
主任技術者氏名											
工事施行者	住所										
	氏名										
※ 受 付 欄					※ 経 過 欄						

(記載上の注意)

- 1 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 2 全出力又は定格容量の欄には、変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備又は発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。

第6号様式(第15条関係)

(令3規則17・一部改正)

第6号様式(第15条関係)

ネオン管灯設備設置届出書

(あて先)浜松市 消防署長				年 月 日	
届出者				住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)	
防火 対象物	所在地				
	名称		用途		
届 出 設 備	設備容量				
	着工(予定) 年 月 日		完了(予定) 年 月 日		
	設備の概要				
工事施行者	住所				
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

(記載上の注意)

- 1 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第7号様式(第15条関係)

(令3規則16・令3規則17・一部改正)

第7号様式(第15条関係)

水素ガスを充填する気球の設置届出書

(あて先)浜松市 消防署長										年 月 日	
住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)											
設置請負者		住 所									
		氏 名									
看 視 人 氏 名											
設 置 期 間		掲 揚									
		係 留									
設 置 目 的											
設置 場所	地 名・地 番										
	地上又は屋上の 別			用 途		立入禁止の 方 法					
充填又は作業の方法			日時					場 所			
			方法					ガス置場			
構 造	気 球		型		直 径 体 積		材 質 厚 さ				
	揚 網		材 質					太 さ			
	電飾	電球の定格 電圧		灯 数				配 線 方 式			
		電線の種類					断 面 積				
総 重 量								そ の 他 必 要 な 事 項			
支持方法		掲 揚									
		係 留									
※ 受 付 欄						※ 経 過 欄					

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第8号様式(第16条関係)

(平17規則130・一部改正)

第8号様式(第16条関係)

火災とまぎらわしい煙又は火炎
を発するおそれのある行為の 届出書

(あて先)浜松市 消防署長		年 月 日
届出者		住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名
発 生 予 定 日 時		
発 生 場 所		
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量		
目 的		
従 事 者 又 は 監 視 者 の 氏 名		
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

(記載上の注意)

- 1 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第9号様式(第16条関係)

煙 火 打 上 げ 届 出 書
仕 掛 け

(あて先)浜松市 消防署長		年 月 日
届出者		住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)
打上げ 仕掛け	予 定 日 時	
打上げ 仕掛け	場 所	
周 囲 の 状 況		
煙 火 の 種 類 及 び 数 量		
目 的		
そ の 他 必 要 な 事 項		
打上げ 仕掛け に直接従事 する責任者の氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

(記載上の注意)

- 1 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第10号様式(第16条関係)

(平17規則268・令3規則17・一部改正)

第10号様式(第16条関係)

催物開催届出書

(あて先)浜松市 消防署長				年 月 日	
届出者				住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)	
防火 対象物	所在地 名称			本来の用途	
使用 箇所	位置	面積	客席の構造		
		m ²			
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要				
使用目的					
使用期間		開催時間			
収容人員		避難誘導及び消火活動に従事できる人員			
防火管理者 氏名		会場責任者 氏名			
その他の 必要な事項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第11号様式(第16条関係)

(令3規則17・一部改正)

第11号様式(第16条関係)

水道断水届出書

(あて先)浜松市 消防署長		年 月 日	
届出者		住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)	
断水 減水	予定日時		
断水 減水	区 域		
工 事 場 所			
理 由			
現 場 責 任 者 氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第12号様式(第16条関係)

(令3規則17・一部改正)

第12号様式(第16条関係)

道 路 工 事 届 出 書

(あて先)浜松市 消防署長		年 月 日
届出者		住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)
工 事 予 定 日 時		
路 線 及 び 箇 所		
工 事 内 容		
現 場 責 任 者 氏 名		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第12号様式の2(第16条関係)

(平26規則84・追加、令3規則17・一部改正)

第12号様式の2（第16条関係）

露店等の開設届出書

				年		月		日	
(あて先) 浜松市 消防署長									
届出者				住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)					
開設期間		自 年 月 日 至 年 月 日		営業時間		開始 時 分 終了 時 分			
開設場所									
催しの名称									
開設店数				消火器の 設置本数					
現場責任者氏名									
※ 受 付 欄				※ 経 過 欄					

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第13号様式(第17条関係)

(令3規則17・一部改正)

第13号様式(第17条関係)
(表)

指定^{とく}洞道等届出書(新規・変更)

		年 月 日
(あて先)浜松市 消防署長		
届出者		所 在 地 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 (署名又は記名押印をしてください。)
設 置 者	所 在 地	
	名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
洞 ^{とく} 道等の名称		
設 置 場 所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要な事項		
※受 付 欄		※経 過 欄

(記載上の注意)
※印欄は、記入しないこと。

(裏)

敷 設 物 件 の 概 要

--	--

敷 設 物 件	概 要
通信 ケーブル 電力	
電 気 設 備	
排 水 設 備	
換 気 設 備	
防 水 設 備	
金 物 設 備	
連 絡 電 話 設 備	
消 火 設 備	
その他主要な物件	

第14号様式(第18条関係)

(平17規則268・令3規則17・一部改正)

第14号様式(第18条関係)

少量危険物
指定可燃物 貯蔵(取扱い)届出書

年 月 日				
(あて先)浜松市 消防署長				
住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)				
貯蔵又は取扱い の 場 所	地 名 ・ 地 番			
	名 称			
類別、品名及び 最 大 数 量	類 別	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱 数 量
貯蔵又は取扱 方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び施設の概要				
消防用設備等 又は特殊消防用 設備等の概要				
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又 は 期 間				
その他必要な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第15号様式(第18条関係)

(令3規則17・一部改正)

第15号様式(第18条関係)

少量危険物
指定可燃物 貯蔵(取扱い)廃止届出書

年 月 日				
(あて先)浜松市 消防署長				
住所又は所在地 届出者 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)				
貯蔵又は取扱いの 場 所	地 名 ・ 地 番			
	名 称			
類別、品名及び 最 大 数 量	類 別	品 名	最大貯蔵数量	1日最大取扱 数 量
届出年月日及び 番 号				
廃止予定年月日				
廃 止 の 理 由				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

(記載上の注意)
※印欄は、記入しないこと。

第16号様式(第19条関係)
(令3規則17・一部改正)

第16号様式(第19条関係)

タンク 水張 検査 申出書
水圧

年 月 日				
(あて先)浜松市消防長				
住所又は所在地 申出者 氏名又は名称 及び代表者氏名 (署名又は記名押印をしてください。)				
製 造 者	住 所			
	氏 名			
製 造 年 月 日				
タ ン ク の 種 別				
タ ン ク の 構 造	形 状			
	寸 法	mm	容量	l
	材 質 記 号		板厚	mm
タ ン ク の 最 大 常 用 圧 力		kPa		
検 査 の 種 類				
検 査 希 望 年 月 日				
検 査 希 望 場 所				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		※ 手 数 料 欄

(記載上の注意)

※印欄は、記入しないこと。

第17号様式(第19条関係)

(平21規則28・一部改正)

第17号様式(第19条関係)

正

タンク検査済証

水張又は水圧検査の別				
検査圧力		kPa		
タンクの構造	形状		容量	l
	寸法	mm		
	材質記号		板厚	mm
製造者				
製造年月日				
検査番号 第 号				
年 月 日				
浜松市消防長				
印				

副

タンク検査済証

検査圧力	kPa
検査番号	第 号
検査年月日	年 月 日

浜松市消防局

7cm

高さ15

備考 材質は、黄銅製とする。